

草津市公共建築物の整備に関する  
基本的な考え方

平成 25 年 5 月

草津市 都市建設部 建築課

# 目次

第1章 目的	P 1
第2章 基本的な考え方	
1 社会性	
(1) 地域性	P 1
(2) 景観性	P 1
2 環境性	
(1) 建築計画	P 2
(2) 材料選定	P 2
(3) 再生可能エネルギーの活用と資源の有効利用	P 2
3 安全性	
(1) 建築計画	P 2
(2) 設備計画	P 2
4 機能性	
(1) ユニバーサルデザイン	P 3
(2) 室内環境	P 3
5 保全性	
(1) 耐久性	P 3
(2) メンテナンス性	P 3
(3) 更新性	P 3
(4) 可変性	P 3

## 第2章 目 的

市民共有の財産である公共建築物は、市民に広く公共サービスを提供する施設であり、また、災害時には市民の避難施設として利用されるなど、大変重要な役割を担っています。

このため、公共建築物には、施設としての安全性の確保はもとより機能の維持や、バリアフリー化による利便性の向上など多様な市民ニーズへの対応が求められるとともに、環境負荷の低減など社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応も求められています。

この基本的な考え方は、草津市の公共建築物を整備する際に、考慮しておくべき基本的な考え方をとしてとりまとめ、基本構想や基本設計段階からこれらの基本的な考え方に基づく検討を十分に行うことにより、公共建築物の整備を適切かつ効果的に行っていくことを目的としています。

なお、草津市では既に「草津市ファシリティマネジメント推進基本方針」を策定していることから本指針の活用にあたって十分留意するとともに、今後の社会経済状況の変化を踏まえ、適宜見直すものとします。

## 第2章 基本的な考え方

### 1 社会性

地域の特性を継承し、周辺施設との機能的な連携を図るとともに、自然や都市環境との調和に配慮することで良好な景観を形成し、地域の魅力を引き出すことを目指す。また景観法（平成16年法律第110号）、「草津市景観条例（平成23年6月1日制定）」を前提に公共建築物として相応しい設計を行うために、以下の項目に留意する。

#### （1）地域性

- 1 周辺の歴史・文化・風土に配慮した素材、工法等により、地域のまちなみとの調和を図る。

#### （2）景観性

- 1 公共建築は、暖かさや落ち着き、品格のある建築物とするため、落ち着いた色彩を基調とする。
- 2 公共建築としての魅力や快適性を高め、良好な景観を形成するため、周辺環境との調和に配慮する。
- 3 景観性、環境性を考慮し緑化に努める。

### 2 環境性

建築物のライフサイクルコストのうちエネルギーコストが大きな比重をしめていることから、建築物のライフサイクルコストのうちエネルギーコストが大きな比重をしめていることから、の対策に寄与するよう設計を行うため、以下の項目に留意する。

#### ( 1 ) 建築計画

- 1 日照を考慮した配置および平面計画とする。
- 2 開口部には庇・ルーバー・バルコニー等による日射遮蔽措置を検討する。
- 3 断熱性能を確保するため、有効な工法を検討する。
- 4 外部に面するガラスは断熱性能の高いものの採用を検討する。

#### ( 2 ) 材料選定

- 1 グリーン購入法による環境物品および ISO14001 を取得している製造所などの環境負荷の軽減に努めている製造所の材料を採用する。
- 2 再生可能な材料を積極的に採用する。
- 3 再生資材を積極的に採用する。
- 4 近隣産材を積極的に利用するなど、輸送によるエネルギー消費の削減を図る。
- 5 「公共建築物における木材の利用促進に関する法律」に基づき、公共建築の木造化を図るとともに、改修、修繕にあたっては内装等の木質化に努める。

#### ( 3 ) 再生可能エネルギーの活用と資源の有効利用

- 1 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討する。
- 2 雨水等の水資源の有効活用および排水の再利用を検討する。

### 3 安全性

利用者の安全性の確保の他、自然災害に耐えられるよう配慮する。

また、耐震性、対火災性、対浸水性等の安全性に関し必要な性能を確保し、災害時および避難所等の災害対策活動時の拠点機能の確保を図るため、以下の項目に留意する。

#### ( 1 ) 建築計画

- 1 平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号に基づく耐震性能の重要度係数に基づき構造計算を行う。
- 2 建築非構造部材についても、部材の脱落や飛散による二次災害防止や、人命の安全確保のため、追従性の機能を確保する。
- 3 集中豪雨等による建築物およびその利用者の被害を未然に防止する浸水対策を講じる。
- 4 「草津市地域防災計画」において、避難所と位置づけられた施設については、災害時の活動拠点としても利用されることから、災害時にも建築物としての機能維持ができるよう必要な措置を講じるとともに、防災倉庫等の関連施設との連携を考慮した配置計画とする。
- 5 火災時における人命に対する安全性を確保するために、耐火、防火、火災時の避難安全確保および消防活動の確保に留意する。

#### ( 2 ) 設備計画

- 1 設備機器、配管等（水槽等）は、河川水、雨水等の浸水被害を受け難い場所に設置する。
- 2 建築非構造部材、他設備、什器等の衝突、脱落等の影響を受けにくいよう配慮する。

## 4 機能性

すべての人が利用しやすい施設を実現するため、施設利用者のわかりやすい動線の確保、平面計画ならびに照明、衛生、空気調和設備等を適切なものとする等、ユニバーサルデザインを採り入れた設計を行うとともに、効率的で良好な室内・室外環境の確保を図るため、以下の項目に留意する。

### (1) ユニバーサルデザイン

すべての利用者がサービスを等しく享受できるように、安全で、安心して、円滑かつ快適に利用できるものとする。

### (2) 室内環境

施設利用者の利便、健康の維持および執務の能力向上が図られるよう、平面計画ならびに照明、衛生、空気調和設備等を適切なものとし、能率的で良好な室内環境の確保を図る。

## 5 保全性

構造躯体の耐久性を高め、設備機器等の部材の更新がスムーズにできるよう留意し、時代の変化に対応した間仕切り変更や用途変更等に対応可能とするとともに、日常的な清掃・点検作業が容易にできることで、施設の長寿命化、経済性の低減を図るため、以下の項目に留意する。

### (1) 耐久性

構造躯体の耐久性を高めることはもとより、各部材についてもライフサイクルコストを考慮しつつ、仕上げ、設備等の各々における高耐久性について留意する。

### (2) メンテナンス性

公共建築は日常的な清掃・点検・劣化診断を行い、的確に修繕を実施することが重要でありこれらの維持管理業務を円滑に実施するためメンテナンス性について留意する。

### (3) 更新性

建築物は耐用年数が異なる多数の部材から成り立っており、物理的機能的劣化の速度が異なるため、更新性については十分留意する。

### (4) 可変性

公共建築には、時代の変化に対応した用途変更等が必要になる。将来の機能向上や用途変更に対応できるようにするため、機械室や配管スペース、階高等の可変性について留意する。